



2023年8月31日

各位

会社名 ASAHI EITO ホールディングス株式会社  
代表取締役会長兼社長 星野和也  
代表者名 グループCEO  
(コード 5341 東証スタンダード市場)  
問合せ先 法務IR担当兼社長室室長 生島始郎  
TEL (06)7777-2067

## 第72回定時株主総会第1号議案(定款一部変更の件)一部効力不発生のお知らせ

2023年2月27日開催の当社第72回定時株主総会において、原案通り承認可決されました「第1号議案 定款一部変更の件」のうち「第6条(発行可能株式総数)」の変更内容に関し、効力発生日としていた2023年6月1日における発行済株式数が会社法113条3項に基づく株式数に充足していなかったために当該発行可能株式数変更に関する決議は効力不発生となりましたので、ここにお知らせいたします。

### 記

#### 1. 効力不発生となった決議の内容

「第1号議案 定款一部変更の件」のうち「第6条(発行可能株式総数)」の変更  
変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>900万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万株</u> とする。

#### 2. 効力不発生となった理由

当社において、当該発行可能株式数の変更を議案として上程した時点では発行済新株予約権につき効力発生日までに会社法113条3項の規程を充足させるだけの行使が行われる予定であることを確認しておりましたが、効力発生日までに予定された新株予約権の行使が進まずに、結果として定款変更後の発行可能株式総数が、発行済株式総数の4倍を超えてしまっているため。

#### 3. 当社事業収益への影響について

本件による当社の収益への影響はございません。

#### 4. 今後の見通し

2024年開催予定の第73回定時株主総会において、会社法に則った内容とし、改めて定款変更議案を上程する予定であります。

以上